

水田農業を営む農業者の皆様へ

「5年水張りルール」見直しのお知らせ

水田活用の直接支払い交付金の交付対象農地について、
令和7年度より以下の通り見直しが行われ、

連作障害回避の取組も水張りを行ったとみなすこととされました。

<令和5年度より>

水田活用の直接支払交付金については、5年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和9年度以降交付の対象としない方針とされています。



これまで

- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - ① たん水管理を1か月以上行う
 - ② 連作障害による収量低下が発生していない

これから

- 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。
- ただし、以下のいずれかに該当する場合は水張りを行ったとみなします。
 - ① たん水管理を1か月以上行う
 - ② 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（たい肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいう。）を実施したことが確認できること

<令和7年度要綱改正>

具体的な内容や確認のための事務手続きは裏面をご覧ください。

問い合わせ先	電話番号
JA山口県岩国統括本部 指導販売課	0827-28-6318
岩国農林水産事務所 農業部	0827-29-1562
岩国市 農林水産部 農林振興課	0827-29-5113
由宇総合支所 農林建設課	0827-63-1114
周東総合支所 農林課	0827-84-1117
錦総合支所 農林建設課	0827-72-2116
美和総合支所 農林建設課	0827-96-1112
和木町 住民サービス課	0827-52-2194

連作障害を回避する具体的取組について

具体的取組メニュー

取組項目	具体的な資材・取組
土壌改良資材の施用	土壌を改善する取組（通気性・保水性・排水性を改善する取組、pH及び肥料成分バランスを調整する取組） （地域の栽培暦または袋の表示に沿って施用すること）
有機物の施用	土壌中の地力を増加させる取組 （地域の栽培暦または袋の表示に沿って施用すること）
土壌に係る薬剤の散布	土壌を消毒する取組 （薬剤の使用基準に沿って施用すること）
後作緑肥の作付け	緑肥作物（レンゲ・菜の花など）の作付
病害虫抵抗性品種の作付け	抵抗性台木の利用など
その他	太陽熱消毒など

確認事務手続き

- 上記の連作障害を回避する取組を行った場合、その状況を記載した「連作障害を回避する取組実施報告書」を、岩国地域農業再生協議会へ提出をお願いします。※
- 資材・薬剤等の購入伝票、または施用した様子がわかる写真を必ず添付してください。
- なお、上記取組メニューに無い連作障害を回避する取組については、地域再生協議会へ問い合わせをいただき、取組を行ってください。

5年水張りルールの変更に伴う留意点について

- 令和4年度から令和6年度までに「たん水管理を1か月以上実施した方」について、連作障害による収量低下の確認は必要ありません。
- 1か月以上のたん水管理を実施した場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認は求めません。